

令和6年7月3日

旧優生保護法国家賠償請求事件
大阪弁護士 団長 辻川 圭乃

声明

(最高裁大法廷判決を受けて)

本日、旧優生保護法事件に関する最高裁大法廷判決が言い渡された。

「主文 本件上告を棄却する。」

その声と共に、静かに、判決理由の骨子が読み上げられた。

本日の大法廷判決の要旨を述べれば、大要、旧優生保護法の違憲性と優生手術に基づく被害の甚大性、より具体的には、専ら優生上の見地から特定の個人に重大な犠牲を払わせるものであって、仮に本人の同意があるとしても、優生手術それ自体が個人の尊厳と人格の尊重の精神に反し許されるものではないことを考慮し、本件において、国が、除斥期間の経過を理由として国家賠償責任を免れようとすることは、信義則に反し、その主張が権利濫用として排斥される、というものであった。

平成元年の最高裁判例により、除斥期間の主張について、信義則違反又は権利濫用は認められないとされていたが、本件の事実関係を踏まえると、平成元年判決は維持することができない旨を毅然と説示し、本件において、国による除斥期間の主張を断固として排斥したのが本日の最高裁判決である。

三権分立の本旨は、立法府及び行政府の *contra role* として司法府を置き、それにより国家権力を統制 (*control*) することにあるが、本日の最高裁判例は、まさに *contra role* としての司法府がその役割の果たした姿そのものであった。

本日の最高裁判例によって、この問題のすべてが解決したわけではない。今後、速やかに立法府及び行政府によって、本件の適切な解決に向けた法整備・施策の検討が進められなければならない。

我々は、引き続き国政の動向を注視するとともに、優生手術の被害に係る全面的かつ適切に回復されるべく、不断の努力を絶やさない所存である。

以上